

○高松市社会教育委員設置条例

昭和24年9月9日告示第92号

改正

昭和39年3月28日条例第40号

平成9年6月26日条例第50号

平成12年3月27日条例第24号

平成26年3月28日条例第21号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市社会教育委員設置条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、社会教育委員を置く。

第2条 社会教育委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

第3条 社会教育委員の定数は、10人以内とする。

第4条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 社会教育委員は、再任されることができる。

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から之を施行する。

附 則（昭和39年3月28日条例第40号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（平成9年6月26日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第24号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成12年高松市規則第55号により、同年6月2日から施行）

附 則（平成26年3月28日条例第21号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。